

公益財団法人8020推進財団理事長賞の推薦基準

（目的）

第1条 この基準は公益社団法人岐阜県歯科医師会（以下「本会」という。）が公益財団法人8020推進財団理事長賞の受賞候補者（以下「候補者」という。）を推薦するに際し、推薦にかかわる事項について定める。

（候補者の推薦）

第2条 本会が候補者を推薦する場合は、表彰委員会の答申を受けた本会理事会の議を得て会長がこれを行う。

（候補者の選出）

第3条 候補者は次の順序の中から上位10名を選出する。

- 一 80歳で現在歯数が多い者
- 二 現在歯数の内、健全歯数の歯が多い者
- 三 現在歯数の内、未処置歯数が少ない者

（候補者の要件）

第4条 前条に定める候補者は、11月3日において80歳の者でなければならない。

（候補者の推薦）

第5条 第3条にかかわる推薦は、居住地の市町村を区域とする地域歯科医師会が本会の示す推薦様式に記載して推薦するものとする。

（事務の取扱い）

第6条 この基準に関する事務は本会事業1課において取り扱うものとする。

第7条 この基準を改正しようとする場合は、理事会の議を経なければならない。

附則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和5年4月27日から施行する。

附則

この基準は、令和6年4月18日から施行する。